

一般の中小企業退職金共済制度における  
過去の予定運用利回りの改正時の考え方

## 一般の中小企業退職金共済制度における 過去の予定運用利回りの改正時の考え方

### 平成2年改正（6.6%→5.5%）

- 金利の変動に対応し、退職金給付水準の向上のため、剰余金等を原資として付加退職金を支払う仕組みを導入する。
- 予定運用利回りは、過去の経験に照らし、容易に運用実績がそれを割り込む可能性のない水準とする。

### 平成7年改正（5.5%→4.5%）

- 予定運用利回りは、長期的な財政の安定維持という観点から、累積赤字額を増大させることのない水準とする。
- 制度の魅力維持という観点から、他の類似の制度の利回りと同等の水準に設定する。

### 平成10年改正（4.5%→3.0%）

- 予定運用利回りは、少なくとも単年度の損失金が発生しない水準とする。
- 退職金水準の維持や制度の魅力維持に配慮しながら、累積欠損金の拡大を防いで、制度の財政的安定を図る。

### 平成14年改正（3.0%→1.0%）

- 予定運用利回りは、今後制度が財政的に安定するよう、単年度収支が黒字となり、かつ、累積欠損金の解消に確実に資する水準に設定する。
- 予定運用利回りを上回る運用実績を上げ、剰余金が生じた場合、それを累積欠損金の解消にも充てるべきである。その際には、被共済者間の公平性等を勘案して、剰余金の2分の1を累積欠損金の解消に、残りの2分の1を付加退職金の支給に充てることを基本として、各年度ごとに当審議会の意見を聴くこととする。
- 最近の激しい経済・金融情勢の変化に的確に対応し、予定運用利回りを見直すことが可能となるよう、現在法律に規定されている予定運用利回りを前提とした退職金額等について、政令事項に変更する。